県税納税通知書送付用封筒広告掲載要領

（趣旨）

第１条　この要領は、山口県広告取扱要綱（以下「広告要綱」という。）第１１条の規定に基づき、山口県（以下「県」という。）が発付する県税納税通知書送付用封筒に広告を掲載することについて、必要な事項を定める。

（用語）

第２条　この要領において使用する用語の定義は、広告要綱及び山口県広告掲載基準（以下「広告基準」という。）で使用する用語の例による。

（広告の規格等）

第３条　広告要綱第４条、第５条及び第６条に規定する広告の規格等については、別途定める。

（広告掲載の基準）

第４条　広告掲載の基準については、広告要綱第３条の規定を適用する。

（広告掲載の申込みの時期及び方法）

第５条　広告掲載の申込み時期及び方法については、県税納税通知書送付用封筒広告掲載申込書（様式第１号。以下「広告掲載申込書」という。）により、県が指定する日までに、県に広告の掲載を申し込むものとする。

（広告掲載料）

第６条　広告要綱第５条に規定する広告掲載料の基準となる額は、広告掲載料の募集最低価格として別に定め、募集の際に提示する。

２　広告デザイン等の作成に要する費用は、広告掲載を申し込んだ者の負担とする。

（広告掲載の募集）

第７条　広告は、原則として県ホームページにより公募するものとする。

（広告主の決定及び通知）

第８条　県は、第５条の規定による申込みがあったときは、当該申込者及び申込みに係る広告内容が、県税納税通知書送付用封筒に掲載するものとして適当であると認められるものであるかを広告掲載の基準により審査したうえで、広告掲載申込書に記載されている申込み額が最も高い者（以下「最高額での申込者」という。）を広告主として決定する。

２　前項の規定において、最高額での申込者が２者以上あるときは、くじにより広告主となる者を決定する。

３　前２項の規定により広告主を決定したときは、県税納税通知書送付用封筒広告掲載

（不掲載）通知書（様式第２号）により、広告掲載を申し込んだ者に通知するものとする。

（契約の締結）

第９条　県は、前条第１項及び第２項の規定により広告主を決定したときは、県税納税通知書送付用封筒への広告掲載に関する契約書（様式第３号）により契約を締結し、広告主と取り交わすものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第１０条　広告に使用する主な言語は、日本語とする。

２　広告には、次の事項について明確かつ明瞭に表示しなければならない。

（１）広告主の名称及び連絡先の電話番号

（２）広告上部に「広告」の表示

３　広告主は、掲載しようとする広告について、別に定める日までに、県に広告の原稿を提出しなければならない。

４　県は、前項の規定により提出された広告原稿の内容が、広告要綱及び広告基準に反すると認めるときは、期日を定め、広告主に対して修正又は再提出を求めることができる。この場合広告主は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（広告掲載料の請求）

第１１条　県は､広告を掲載した県税納税通知書送付用封筒を発送後､広告主に対して、県が指定する日を納期限として広告掲載料を請求するものとする。

（広告主の責務）

第１２条　広告主は、広告主自ら及び広告の内容が、広告要綱及び広告基準に反するものでないことを県に対して保証し、県からその証明を求められた場合には、速やかにこれに応じ証明するものとし、これを拒んではならない。

２　広告主は、広告主に関すること及び広告の内容につき、県から説明を求められた場合には、速やかにこれに応じ説明するものとし、これを拒んではならない。

３　広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

（契約の解除）

第１３条　県は、次に掲げるいずれかに該当するときは、広告主との契約を解除することができるものとする。

（１）県による県税納税通知書送付用封筒の使用までに、広告主自ら又は広告の内容が広告要綱及び広告基準に反したとき。

（２）正当な理由なく第１０条第３項に規定する広告の原稿の提出を遅滞したとき。

（３）正当な理由なく第１０条第４項に規定する修正又は再提出に応じないとき。

２　県は、前項の規定により契約を解除した場合は、広告掲載料の１００分の１０に相

当する額の違約金を広告主に請求することができるものとする。
３　広告主は、第１項の規定により契約を解除された場合は、県に生じた損害を賠償しなければならないものとする。
４　県は、第１項の規定により契約を解除したときは、当該広告主に対し、その旨を文書により理由を付して通知するものとする。

（協議）
第１４条　この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）
第１５条　この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附　則
この要領は、平成２１年１月１５日から施行し、平成２１年度分の県税納税通知書送付用封筒広告から適用する。